

個人情報取扱特記事項

指定管理者が指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この特記事項によらなければならない。

第1条 基本的事項

指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この指定管理業務による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、この特記事項に定めるもののほか、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第2条 秘密保持

指定管理者は、この指定管理業務による事務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第3条 個人情報の目的外利用及び提供の禁止

指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、この指定管理業務による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に利用してはならない。

第4条 管理体制

指定管理者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第5条 従事者への周知

- (1) 指定管理者は、指定管理業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの指定管理業務による事務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護と情報セキュリティに関して、その遵守すべき必要な事項を周知し、従事する者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。
- (2) 指定管理者は、この指定管理業務による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に対しこの特記事項において従業者が遵守すべきこととされている義務を遵守させなければならない。
- (3) 指定管理者は、市に対し、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (4) 指定管理者は、この指定管理業務による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等の個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- (5) 指定管理者は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、同条(6)により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第6条 漏えい、滅失及び毀損の防止

- (1) 指定管理者は、この指定管理業務による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。
- (2) 指定管理者は、前項の規定により定めを作成するなどの措置を講じたときは、市に対し、その内容を報告しなければならない。
- (3) 指定管理者は、あらかじめ市の承認を得た場合を除き、市、指定管理者協議のうえで定める期間、方法、内容等で指定管理者が取り扱う個人情報の取扱状況を書面により市に報告しなければならない。

第7条 安全管理措置

指定管理者は、データ（文書、磁気媒体）等の安全対策を講じるほか、次の事項について措置する。

(1) 物的セキュリティ対策

- ア. 指定管理者は、指定管理業務に使用する情報システムに係る装置の取付けを行う場合は、できる限り、火災・水害・埃・振動・温度・湿度等の影響を受けない場所に設置するものとし、施錠等容易に取り外すことができないよう必要な措置を講じなければならない。
- イ. 指定管理者は、指定管理業務で使用する文書、パソコンやフラッシュメモリ等の盗難を防止するため、当該文書、パソコンやフラッシュメモリ等を施錠できるところで保管する。また、従事者が業務執行場所を離れる場合においても施錠可能な保管庫に収納する等の措置を施すほか、車等での移動時も同様に厳重な措置を講じなければならない。

(2) 人的セキュリティ対策

- ア. 指定管理者は、情報資産を適切に保管するものとし、パソコン等により情報資産を使用する場合は、第三者に使用され、又は閲覧されることがないように、離席時にパスワードロック又はログオフ等を行わなければならない。
- イ. 指定管理者は、従事者に情報システムの保守又は運用業務に関し、次の事項を遵守させなければならない。
 - ・自己が利用しているIDは、他人に利用させないこと（IDの共用を指定されている場合は除く。）。
 - ・共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外の者に利用させないこと。
 - ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等は一切応じないこと（パスワード発行業務を除く。）。
- ウ. 指定管理者が市から提出を受けたデータ等は、協定の履行上不要となった時点（指定管理期間終了までに）で遅滞なく返還する。
- エ. データの授受は、書面（送付書、受領書）にて確認の上、市の指定した日時及び場所で直接手渡しにて行うこと。

第8条 収集の制限

指定管理者は、この協定による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で行われなければならない。

第9条 複写、複製の禁止

指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、この協定による事務を処理するために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第10条 持ち出しの禁止

- (1) 指定管理者は、この協定による業務を処理するため、市から引き渡された個人情報を市の承諾なくして事業所内から持ち出してはならない。
- (2) 指定管理者は、市の承諾を得て指定管理者から引き渡された個人情報を事業所内から持ち出すとき（郵送等の方法により送付する場合を含む）には、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用、追跡可能な移送手段の利用など、安全な方策を講じなければならない。

第11条 再委託の禁止

- (1) 指定管理者は、この協定による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (2) 指定管理者は、この協定による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の一部又は全部を前項ただし書の規定により第三者（指定管理者の子会社を含む。以下同じ。）に委託する場合は、当該第三者（以下「再受注者」という。）の当該事務に関する行為及びその結果について、市に対し、全ての責任を負うものとする。
- (3) 指定管理者は、再受注者に対しその履行を管理監督するとともに、市の求めに応じて、その状況等を市に報告しなければならない。
- (4) 指定管理者は、個人情報取扱事務の一部若しくは全部を再受注者に委託し、又は請け負わせる場合は、再受注者がこの特記事項の定めを遵守するために必要な事項及び市の指示する事項について、再受注者と書面により約定しなければならない。

第12条 個人情報の返還、廃棄又は消去

- (1) 指定管理者は、この協定が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務を処理するため市から引き渡され、又は指定管理者自ら作成し、若しくは取得した個人情報について、市の指示に基づいて返還し、廃棄し、又は消去しなければならない。
- (2) 指定管理者は、個人情報の廃棄又は消去に際し市が立会いを求めた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 指定管理者は、第1項の規定によりこの協定による事務を処理するために利用した個人情報を廃棄し、又は消去する場合は、当該個人情報が判読、復元できないよう確実な方法により行わなければならない。

第13条 事故発生時の対応

- (1) 指定管理者は、この協定による事務の処理に関して個人情報漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。この指定管理期間が終了し、又は解除された場合も同様とする。
- (2) 市は、前項の場合において、必要に応じて当該漏えい等に関する情報を公表することができる。

第14条 監査及び調査

- (1) 市は、この協定に係る個人情報の取扱いについて、この協定に基づいた必要な措置が講じられているかにつき検証及び確認するため、指定管理者及び再委託先に対して、監査又は調査を行うことができる。
- (2) 市は、前項の目的を達するため、指定管理者に対して必要な情報を求め、又はこの協定の処理に関して必要な指示をすることができる。

第15条 指定の取消し及び損害賠償

- (1) 市は、指定管理者がこの特記事項に違反し、又は義務を履行しないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 指定管理者は、前項の規定による指定管理者の指定取消しにより損害を受けた場合においても、市に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。
- (3) 指定管理者の故意又は過失を問わず、指定管理者がこの特記事項に違反したことにより、市に対する損害が発生させた場合は、指定管理者は、市に対して、その損害を賠償しなければならない。

個人情報保護に関する誓約書

私は、取手市立取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理業務に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人に関する情報に関し、個人情報取扱特記事項の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、取手市立取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人に関する情報について、取手市個人情報保護条例の関係規定が適用されることを自覚し、市民の福祉を増進する目的をもって市民の利用に供されるべき取手市立取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

○説明した者

取手市立取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパーク 指定管理者

指定管理者名称

指定管理業務に関する総括責任者の役職名・氏名

年 月 日

(誓約者) 住所：_____

氏名：_____ 印